

会 議 傍 聴 報 告 書

会 議： IASB 会議（2025 年 6 月）

日 時： 2025 年 6 月 16 日（月）、17 日（火）、及び 18 日（水）

報 告 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 松下 洋

IASB 会議（2025 年 6 月）傍聴報告

日時：2025 年 6 月 16 日（月）、17 日（火）及び 18 日（水）

スケジュール：別紙参照

2025 年 6 月 16 日、17 日及び 18 日に、IASB ボード会議が開催された。当該 IASB ボード会議では、次の項目が議論された。

- 財務諸表における気候関連及びその他の不確実性
- 償却原価による測定
- 企業結合 ― 開示、のれん及び減損
- 持分法
- 資本の特徴を有する金融商品
- 超インフレ表示通貨への換算
- 引当金
- 無形資産
- IASB 作業計画アップデート

【6 月 16 日（月）】

財務諸表における気候関連及びその他の不確実性

（背景）

IASB は、第 3 次アジェンダ協議で財務諸表における気候関連リスクに関する情報の改善を求める意見が聞かれたことを踏まえ、2024 年 7 月に、公開草案「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性」（以下、本項目において「公開草案」という。）を公表した。

公開草案では、企業が気候関連及びその他の不確実性の影響を財務諸表において報告するために IFRS 会計基準の要求事項をどのように適用するのかを例示する 8 つの設例が提案されている。

IASB 及び ISSB は、2025 年 2 月の IASB-ISSB 合同ボード会議において、公開草案に対するフィードバックの要約について議論した。また、2025 年 4 月の IASB ボード会議では、プロジェクトの完了に向けた計画、並びに公開草案において提案された設例 1 及び設例 2 に関する利害関係者の主要な懸念への考え得る対応について議論した。

2025 年 5 月の IASB ボード会議では、公開草案に対するフィードバックの予備的分析を議論した。また、2025 年 5 月の会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）会議においてメンバーから予備的な見解を収集した。

（今回の会議における主な論点）

公開草案に対するフィードバックの予備的分析に寄せられた IASB 及び ASAF メンバーの主なコメントについて、IASB スタッフの対応を検討し、プロジェクトの方向性に関する IASB スタッフの提案を議論した。また、IASB は、デュー・プロセス及び書面投票プロセスを開始する許可について議論した。

（主な暫定決定事項）

プロジェクトの方向性

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- （1）設例 1 から 4 及び 6 から 8 について、コメント提出者が指摘した具体的な懸念に対処するための変更を行ったうえで公表を進める。
- （2）設例 5 の公表は進めない。
- （3）設例 1 から 4 及び 6 から 8 を IFRS 会計基準に付属する設例として公表する。

- (4) プロジェクトの目的（気候関連及びその他の不確実性を扱っている）を維持し、追加の設例は開発しない。

IASB は、次のことを説明することを暫定的に決定した。

- (1) この設例には発効日を設けない。しかし
- (2) IASB は、企業がこの設例の公表の結果として財務諸表において開示する情報の変更を導入するための十分な時間を与えられることを見込んでいる。

IASB は、第 4 次アジェンダ協議に関する意思決定の会議で、つながりのある財務報告を促進するための追加的な作業について議論することを暫定的に決定した。

デュー・プロセス及び書面投票プロセスを開始する許可

IASB は設例を再公開せずに公表することを決定した。

IASB は、適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠しており、設例の書面投票のプロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得したことを確認した。

（今後の予定）

IASB は設例を 2025 年 10 月に公表する予定である。

償却原価による測定

（背景）

IASB は、2024 年 9 月に IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）における償却原価測定の要求事項に対して、的を絞った改善を行うプロジェクト（以下、本項目において「本プロジェクト」という。）を開始した。

本プロジェクトの目的は以下のとおりである。

- (1) 基礎となる原則を明確化する、又は新たな基準を開発し、ガイダンスを追加することにより、IFRS 第 9 号における償却原価測定の要求事項から生じる広範な適用上の問題を解決する。
- (2) 企業の金融商品の条件変更、認識の中止及び直接償却の影響について、財務諸表利用者に提供される情報を改善する。

本プロジェクトにより、IASB は最終的に以下を目指す。

- (1) 償却原価測定 of 要求事項を明確化することにより、実務の多様性を縮小する。
- (2) IFRS 第 9 号における償却原価に関する要求事項と減損に関する要求事項との相互関係を明確にする。

また、2024 年 9 月の IASB ボード会議では本プロジェクトに関して行う当初の作業として、プロジェクト計画に関する情報を得るため諮問機関との的を絞った協議を行うことが示された。

2025 年 2 月の IASB ボード会議では、協議グループからのフィードバックについて議論を行ったほか、適用上の課題の原因に関する情報を収集するための作成者との会合の計画を議論した。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、2025 年 3 月から 5 月の間に行われたアウトリーチにおける利害関係者からのフィードバックについて議論した。また、本プロジェクトをリサーチ・プログラムから基準設定の作業計画に移すかどうかについて議論した。

（主な暫定決定事項）

IASB は、本プロジェクトをリサーチ・プログラムから基準設定の作業計画に移すことを決定した。

（今後の予定）

IASB は、このプロジェクトの範囲における適用上の論点についての考え得る解決策について議論する。

【6 月 17 日（火）】

企業結合 — 開示、のれん及び減損

（背景）

IASB は、IFRS 第 3 号「企業結合」（以下「IFRS 第 3 号」という。）の適用後レビューの結果に対応するプロジェクト（以下、本項目において「本プロジェクト」という。）を進めており、2024 年 3 月に公開草案『「企業結合—開示、のれん及び減損」（IFRS 第 3 号「企業結合」及び IAS 第 36 号「資産の減損」の修正案）」（以下、本項目において「公開草案」という。）を公表した。

公開草案の IFRS 第 3 号の修正案は、企業結合の業績に関する情報及び期待される

シナジーに関する定量的情報に係る新たな開示要求を追加することなどを提案しており、財務諸表利用者が、企業結合の業績に関して、十分な情報を受け取っていないとする懸念に対応しようとしている。

また、IAS 第 36 号「資産の減損」（以下「IAS 第 36 号」という。）の修正案は、使用価値の計算、のれんの資金生成単位への配分及び開示に関する要求事項の修正などを提案しており、のれんに係る減損損失の複雑性や、減損損失の認識が遅すぎる場合があるとの懸念に対応しようとしている。

2025 年 2 月の IASB のボード会議から、公開草案の提案に対する再審議が開始されている。

今回の議論に関連して、公開草案では、提案を適用して要求されることとなる情報の一部の開示について、特定の状況において企業に免除することを提案していた。この免除は、商業上の機密及び訴訟リスクに関しての作成者の懸念に対応するように設計されているが、適切な状況でのみ適用されるようにしつつ強制可能かつ監査可能となるようにも設計されている。

この免除が適用される状況について、公開草案では、原則として、一部の情報を開示することが企業結合についての企業の取得日における主要目的のいずれかの達成を著しく阻害すると見込み得る場合とすることを提案していた。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、公開草案における提案を適用して要求されることとなる情報の一部の開示の免除及び免除が適用される状況に関して公開草案に寄せられたフィードバックについて議論した。

（主な暫定決定事項）

IASB は何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB は公開草案における再審議を継続する。

持分法

（背景）

IASB は、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（以下「IAS 第 28

号」という。)の適用上の疑問点に対処するため、2024 年 9 月に公開草案「持分法会計－IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」(202X 年改訂)」(以下、本項目において「公開草案」という。)を、2025 年 1 月 20 日をコメント期限として公表した。

公開草案には、IAS 第 28 号の修正案並びに当該修正案を補完するための IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」及び IAS 第 27 号「個別財務諸表」における開示要求を改善する提案が含まれている。IAS 第 28 号の修正案では、重要な影響力の獲得時における所有持分の変動時の会計処理や、投資者が関連会社とのすべてのアップストリーム及びダウンストリームの取引から生じた利得及び損失の全額を認識するように要求すること等を提案していた。

2025 年 5 月の IASB ボード会議では、IASB は公開草案に対するコメント・レター及び主として 2024 年 10 月から 12 月にかけて実施したアウトリーチから得られたフィードバックについて議論した。

(今回の会議における主な論点)

IASB は、公開草案に対するフィードバックを踏まえ、プロジェクトを継続するかどうか、継続する場合の進め方及び再審議における主な検討事項について議論した。

(主な暫定決定事項)

IASB は次のことを決定した。

- 本プロジェクトの目的を変えないこと
- 適時に解決することが可能で公開草案における提案の再公開を生じさせない場合にのみ、本プロジェクトの範囲に適用上の問題を追加することを検討すること（すなわち、本プロジェクトの範囲に適用上の問題を追加することを検討する際に高いハードルを用いること）
- 公開草案における提案の再審議を進めること

IASB は、持分法の根本的な見直しに関するプロジェクトについて IASB の第 4 次アジェンダ協議に関する情報要請の中で記述しないことも決定した。

(今後の予定)

IASB は公開草案における提案の再審議を継続する。

資本の特徴を有する金融商品

（背景）

IASB は、2023 年 11 月に公開草案「資本の特徴を有する金融商品（IAS 第 32 号、IFRS 第 7 号及び IAS 第 1 号の修正案）」（以下、本項目において「公開草案」という。）を公表し、2024 年 5 月より公開草案に寄せられたフィードバックを踏まえ再審議を行っている。

公開草案では、金融負債及び資本性金融商品に関する情報の表示及び開示を改善するための提案も示されている。2024 年 7 月の IASB ボード会議では、表示及び開示の変更を分類に先立って最終化することで、2027 年 1 月 1 日以後開始する年次報告期間に発効する IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」（以下「IFRS 第 18 号」という。）の適用に間に合わせることが可能かどうかを検討するように要請がなされた。これを踏まえ、表示及び開示の提案に関するフィードバックを優先して分析が行われている。

2024 年 10 月のボード会議では、公開草案における表示及び開示の提案に関する詳細なフィードバックと、これに対するスタッフの分析及び予備的見解について議論した。また、2025 年 2 月のボード会議では、公開草案で提案した表示及び開示の要求事項に対する利害関係者のフィードバックに対応した考え得る変更について議論し、2025 年 3 月から 5 月にかけて IASB は、協議グループを含む利害関係者と当該考え得る変更について協議した。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、資本性金融商品の表示及び開示に関する表示の要求事項の修正案、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）における開示要求の修正案、IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」（以下「IFRS 第 19 号」という。）における要件を満たす子会社についての開示要求の修正案並びに表示及び開示に関する改正案の公表時期について議論した。

（主な暫定決定事項）

IFRS 第 18 号における資本性金融商品に関する表示の要求事項の修正案

IFRS 第 18 号に関して、IASB は次のことを暫定的に決定した。

- （1）純損益計算書において、親会社の所有者に帰属する純損益を以下に分解して区分して表示することを企業に要求する。

① 普通株主

② 参加型権利保有者

③ 非参加型権利保有者

- (2) 資本性金融商品を報告日現在の純損益への参加に対する金融商品保有者の契約上の権利に基づいて区分することを企業に要求する。したがって、資本性金融商品が参加型と非参加型の両方の権利を有している場合には、企業は純損益への参加に係る金額を、純損益計算書の帰属セクションにおいて参加型権利保有者と非参加型権利保有者の両方の科目で表示することとなる。
- (3) 「普通株式」という用語は IAS 第 33 号「1 株当たり利益」の第 5 項及び IFRS 会計基準の用語集で使用されているのと同じ意味を有する旨を定める。すなわち、普通株式は「他のすべてのクラスの資本性金融商品に劣後する資本性金融商品」である。
- (4) 「参加型権利」を「普通株式とともに純損益に参加する権利で、金額が企業の当期の純損益に基づいて変動するもの」と定義する。
- (5) 「非参加型権利」を「普通株主及び参加型権利保有者に配分される純損益の決定前の契約で定められた金額（例えば、固定配当又は利息）に対する権利」と定義する。

IASB は、公開草案に示された財政状態計算書及び持分変動計算書に関する表示の要求事項の提案を撤回し、その代わりに次のようにすることを暫定的に決定した。

- (1) 企業が次のことを開示するという要求事項を IFRS 第 7 号に追加する。

- ① 企業の資本性金融商品が、純損益計算書における純損益の帰属及び報告期間中にこれらの金融商品に対する分配として認識した配当の金額にどのように関連するのかを財務諸表利用者が理解できるようにする情報
- ② 参加型権利を伴う資本性金融商品（債務類似の特徴を有さない資本性金融商品）のキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を与える契約条件

- (2) 非参加型権利を伴う資本性金融商品に係る未宣言の配当の累計額の調整表（当報告期間について配分された金額と当報告期間中に宣言した金額とを区分して示す）を開示する要求を IFRS 第 18 号に追加する。

IFRS 第 7 号「金融商品：開示」における開示要求の修正案

IASB は、公開草案で示した目的、範囲及び一般原則に関する開示要求の提案を維持することを暫定的に決定した。ただし、次のことを条件とする。

- (1) 「プッタブル金融商品及び清算時に生じる義務」（IAS 第 32 号「金融商品：表示」の第 16A 項から第 16D 項に従って資本性金融商品に分類される）を、報告日現在の請求権の性質及び契約条件に関する IFRS 第 7 号の開示要求の範囲に含めること
- (2) IFRS 第 7 号の B6 項における開示要求の提案への参照を含めることによって、相互参照を可能にすること
- (3) 金融商品をクラス別にグループ分けする方法に関する適用指針を設けること

IASB は、公開草案に示した企業に対する請求権の性質に関する開示要求の提案を維持することを暫定的に決定した。ただし、次のことを条件とする。

- (1) 開示は清算時ではなく報告日現在の請求権の性質に基づくものとすることを要求すること
- (2) 開示要求を次のものに適用する旨を明確化すること
 - ① IFRS 第 7 号で要求している流動性リスクの開示の範囲に含まれる、デリバティブ以外の金融負債
 - ② 企業が発行したデリバティブ以外の資本性金融商品

IASB は、公開草案に示した契約条件に関する開示要求の提案を維持することを暫定的に決定した。ただし、次のことを条件とする。

- (1) 当初認識時に複合金融商品の負債部分と資本部分に配分した金額を開示することを企業に要求しないこと
- (2) 複合金融商品の契約条件（関連性がある場合）を開示する要求を、その他の金融商品の契約条件を開示するという IFRS 第 7 号の要求事項の中に含めること
- (3) 資本類似の特徴を有する一部の金融負債を、金融商品の契約条件を開示する要求の範囲から除外すること（例えば、劣後要素のみを有する金融負債及び企業自身の資本性金融商品の引渡しによって決済される金融負債）
- (4) 清算時の金融商品の優先度に関する契約条件を開示する要求事項を、企業に対する請求権の性質に関する要求事項と組み合わせ、開示要求を次のものに

限定すること

- ① 性質の変化を生じさせる可能性のある金融商品の契約条件
- ② 金融商品の性質に影響を与える可能性のあるグループ内の契約（保証など）の記述

IASB は、公開草案に示した普通株式の最大希薄化に関する開示要求の提案を維持することを暫定的に決定した。ただし、次のことを条件とする。

- (1) 希薄化を生じさせる可能性のあるオフバランスのコミットメントが要求事項の範囲に含まれる旨を明確化すること
- (2) 株式買戻契約における株式数が不明である旨を企業が開示する要求を追加すること（最大支払金額に上限がある場合）
- (3) 普通株式の最大希薄化及び最大希薄化が発生する確率を財務諸表利用者が理解できるようにするために企業が開示する可能性がある契約条件の例示を追加すること。このような例示には、行使価格、金融商品が逆希薄化効果を有しているかどうかに関する情報、転換可能金融商品の額面金額、転換比率及び転換比率に影響を与える可能性のある偶発的事象の記述が含まれる。

IFRS 第 19 号における要件を満たす子会社についての開示要求の修正案

IASB は、公開草案に示した子会社に対する請求権の性質及び契約条件に関する、要件を満たす子会社についての開示要求の提案を維持することを暫定的に決定した。ただし、次のことを条件とする。

- (1) アジェンダ・ペーパー5B に示した開示要求の提案の関連する変更を反映すること
- (2) 複合金融商品が契約条件に関する開示要求の提案の範囲に含まれる旨を明確化すること（関連性がある場合）

IASB は、アジェンダ・ペーパー5A に従って資本性金融商品の表示に関する開示要求を IFRS 第 19 号に追加することを暫定的に決定した。要件を満たす子会社は次のことを開示することを要求される。

- (1) 子会社の資本性金融商品が純損益計算書における異なる種類の持分保有者に対する純損益の帰属にどのように関連するのかを財務諸表利用者が理解できるようにする情報、及び報告期間中にこれらの金融商品に係る分配として認識される配当の金額

- (2) 参加型権利を伴う資本性金融商品（債務類似の特徴を有さないもの）のキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を与える契約条件に関する情報
- (3) 非参加型権利を伴う資本性金融商品に係る未宣言の配当の累計額の調整表（当報告期間について配分される金額と当報告期間中に宣言した金額とを区分して示す）

表示及び開示に関する修正案の公表時期

IASB は、アジェンダ・ペーパー5A 及び 5B に示した表示及び開示に関する修正の公表を、分類及びその他の開示に関する修正に先行して進めないことを暫定的に決定した。

（今後の予定）

IASB は公開草案における分類のトピックに関する再審議を開始する。

超インフレ表示通貨への換算

（背景）

IASB は、IFRS 解釈指針委員会から提案された IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」（以下「IAS 第 21 号」という。）の修正について、2024 年 7 月に公開草案「超インフレ表示通貨への換算」（以下、本項目において「公開草案」という。）を公表した。

公開草案では、企業が超インフレ経済以外の通貨である機能通貨から超インフレ経済の通貨である表示通貨に金額を換算する場合、企業はこれらの金額（比較対象金額を含む）を直近の財政状態計算書の日現在の決算日レートで換算すること等を提案していた。

2025 年 5 月の IASB ボード会議では、公開草案に対するコメント・レター及び会計基準設定主体との会合からのフィードバックについて議論した。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、IFRS 第 19 号を適用する子会社に対する開示、修正の導入に関する経過措置及び発効日を検討するとともに、要求されているデュエ・プロセスの手順を完了していると納得したかどうかを議論した。

（主な暫定決定事項）

IFRS 第 19 号を適用する子会社についての開示

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- （1）IFRS 第 19 号及び提案している換算方法を適用する子会社に、次のことを開示するよう要求する。
 - ① 自らの財務諸表又はその在外営業活動体の業績又は財政状態におけるすべての金額を、直近の財政状態計算書日現在の決算日レートで換算している旨
 - ② 表示通貨が超インフレ経済の通貨ではなくなった旨（該当がある場合）
- （2）一部の企業について提案している換算方法に対する例外を導入するという 2025 年 5 月会議の IASB の暫定的な決定を受けて、IFRS 第 19 号及び当該例外を適用する子会社に対し、在外営業活動体の比較要約財務情報の名称を、当該子会社が他の対応する数値に適用したのと同じ一般物価指数の変動を適用して当該情報を作成したことを示す名称とすることを要求する。

IASB は、IFRS 第 19 号を適用する子会社に対し、提案されている換算方法を子会社が適用した在外営業活動体に関する要約財務情報の適用を要求することも暫定的に決定した。

経過措置

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- （1）IAS 第 8 号「財務諸表の作成基礎」（「IAS 第 8 号」という。）に従って修正を遡及適用することを企業に要求する。ただし、IASB が 2025 年 5 月の会議で導入した提案している換算方法に対する例外の範囲に企業が含まれる場合は除く。
- （2）（1）に記述した例外の範囲に含まれている企業に次のことを要求する。
 - ① 提案している換算方法を修正の発効日前の報告期間に遡及適用するのではなく、IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」の第 34 項に従って企業が他のすべての対応する数値に適用するのと同じ一般物価指数の変動で、在外営業活動体の比較情報を修正再表示する。
 - ② ①に従って作成した在外営業活動体の比較要約財務情報について、企業が他の対応する数字について用いたのと同じ一般物価指数の変動を用

いて情報を作成したことを示す名称とする。

- (3) 例外を設けなかったとしたならば IAS 第 8 号の第 28 項(f)（又は IFRS 第 19 号の第 178 項(f)）で要求されるはずの情報を開示することを企業に要求しない。

IASB は、初度適用企業（IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」で定義）に対して修正の遡及適用の免除を導入しないことも暫定的に決定した。

発効日及びデュー・プロセスの要求

- (1) 修正を 2027 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用することを企業に要求する。
- (2) 早期適用を認める。
- (3) 修正を再公開せずに公表する。

（今後の予定）

IASB は、修正を 2025 年第 4 四半期に公表する予定で修正についての書面投票を行う。

【6 月 18 日（水）】

引当金

（背景）

IASB は、2024 年 11 月に公開草案「引当金—的を絞った改善」（IAS 第 37 号の修正案。以下、本項目において「公開草案」という。）を、コメント期限を 2025 年 3 月 12 日として公表した。公開草案では、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の 3 つの側面についての的を絞った改善を行うことを提案している。

- (1) 引当金の認識のための規準の 1 つ—企業が過去の事象の結果として現在の義務を有しているという要求（現在の義務という認識規準）

このうち、引当金を認識するための現在の義務という認識規準として以下の 3 つの条件を満たすことを提案している。

- ① 義務という条件—企業が義務を有していること
- ② 移転という条件—企業の義務の性質が経済的資源の移転であること
- ③ 過去の事象という条件—企業の義務が過去の事象の結果として存在する現

在の義務であること

(2) 引当金の測定についての要求事項の 2 つの側面一次に関するもの

- ① 企業が現在の義務を決済するために必要となる将来の支出を見積るにあたって含めるコスト
- ② 企業が将来の支出を現在価値に割り引くために用いる率

(今回の会議における主な論点)

IASB は、コメント・レター及び利害関係者との協議から得られた公開草案に対するフィードバックについて議論した。

(主な暫定決定事項)

IASB は何も決定を求められなかった。

(今後の予定)

IASB はプロジェクトの次の段階の計画について議論する。

IASB 作業計画アップデート

前回（2025 年 3 月）のアップデート以降、次のプロジェクトが完了している。

- IFRS 会計タクソノミ 2024—アップデート案 1—IFRS 第 18 号「財務諸表の表示及び開示」
- IFRS 会計タクソノミ 2024—アップデート案 3—IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」及び金融商品の分類・測定の修正並びに年次改善
- IFRS 会計タクソノミ 2024—アップデート案 2—再生可能電力に係る契約

また、IASB は、新規に第 4 次アジェンダ協議を開始した。進捗に課題が生じているようなプロジェクトもなく、プロジェクトは計画通りに進捗している。

なお、IASB は何も決定を求められなかった。

(今後の予定)

IASB は、作業計画についての次回のアップデートを 3 か月から 4 か月後に受ける予定である。

無形資産

（背景）

IASB は、第 3 次アジェンダ協議に対するフィードバックを踏まえ、2024 年 4 月に無形資産に関する会計上の要求事項を包括的に見直すことを目的としたプロジェクト（以下、本項目において「本プロジェクト」という。）をリサーチ・プロジェクトとして作業計画に追加し、本プロジェクトを開始した。

2025 年 5 月の IASB ボード会議では、本プロジェクトの目的及び方向性について議論し、本プロジェクトの目的を次のとおり暫定決定した。

- （1）企業が財務諸表において無形項目に関して提供する情報の有用性を改善する
- （2）IAS 第 38 号「無形資産」（以下「IAS 第 38 号」という。）を更新し、特に、新種の無形項目及び無形項目の新しい使用方法への適合性を高める

また、合わせて検討すべきトピックの大まかなグループの優先順位付けについて議論し、2 つの当初のワークストリームを並行して探求することによって開始すること等を決定した。

- （1）財務諸表における認識済み及び未認識の無形資産及びそれらに関連する支出に関する情報に対する利用者のニーズを評価すること
- （2）無形資産の定義、関連するガイダンス及び認識規準のいくつかの側面を更新する際に、当初は、テストケースとして、新種の無形資産及びそれらの新しい使用方法に関する適用上の論点を使用し、それから、より幅広い無形資産に対する考え得る修正の影響を検討すること

（今回の会議における主な論点）

IASB は、今後の 12 か月間の初期的な作業に関するハイレベルなプロジェクト計画について議論した。その中で、利用者のニーズを評価するための計画並びにテストケースに基づく無形資産の定義、関連するガイダンス及び認識規準の更新の可能性について議論した。

（主な暫定決定事項）

IASB は何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB は当初のワークストリームを開始する。

別紙スケジュール

6 月 16 日（月）

時間（予定）	アジェンダ項目
14:00-15:30	財務諸表における気候関連及びその他の不確実性（アジェンダ・ペーパー14） （予定 90 分→72 分）
15:30-16:30	償却原価による測定（アジェンダ・ペーパー11） （予定 60 分→36 分）

6 月 17 日（火）

時間（予定）	アジェンダ項目
10:00-11:30	企業結合 ― 開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18） （予定 90 分→92 分）
11:30-11:45	休憩
11:45-12:45	持分法（アジェンダ・ペーパー10） （予定 60 分→30 分）
12:45-14:15	休憩
14:15-16:00	資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5） （予定 105 分→74 分）
16:00-16:15	休憩
16:15-17:00	超インフレ表示通貨への換算（アジェンダ・ペーパー12） （予定 45 分→43 分）

6 月 18 日（水）

時間（予定）	アジェンダ項目
9:30-11:30	引当金（アジェンダ・ペーパー22） （予定 120 分→96 分）
11:30-11:45	休憩
11:45-12:45	無形資産（アジェンダ・ペーパー17） （予定 60 分→32 分）
12:45-13:00	作業計画アップデート（アジェンダ・ペーパー8） （予定 15 分→9 分）

以 上